

興福寺所蔵の縁起類について

興福寺所蔵の典籍文書類の調査を、歴史研究室では継続して行っている。函号第60函までの分の目録は、『興福寺典籍文書目録』第一巻、第二巻として既刊である。現在、第三巻に収録予定の第61函から後につき整理、調書作成、写真撮影などの作業を行っている。ところで、第61函以降の経函には、古徳論草と称される論義草の類が多く収められているが、それらは大半が糊離れしていたり、断簡であったりする。なお論義草は、紙背文書を伴うものも多いが、その一部を本年報の1982~84で紹介している。

ここでは、第61函3号の『縁起』と題された冊子本を紹介したい。この本は、内容は表題にもみえるように、法隆寺、西大寺の縁起であるが、表紙上書をみても興味深いものである。まず体裁から述べておく。縦29.7cm、横22.5cmの袋綴装である。料紙は厚手の楮紙で、表紙の原表紙が付され、表紙共で紙数は11紙である。料紙には各紙紙背文書があるが、綴じ込まれていて判読できない。折紙の書状が多い。紙背文書があるので、当然ながら縁起書写字面に刷毛目痕跡がある。印記は、表紙と巻首に「興福寺印」(方3.9cm)が捺印されている。また表紙左上に「番外第一号」との押紙がある。前半4丁半に書かれている法隆寺縁起は1頁6行で、1行11~13字程、かすかに幅約2.2cmの折界がある。後半の6丁半にある西大寺縁起は、1頁8行で、1行15字前後、この部分には幅約2.4cmの折界がある。折界はいずれも本文書写のとき、行間調節のため便宜行数分に折り目を付けたものである。天正18年(1590)後陽成天皇は、興福寺及びその末寺の縁起をみたいと希望した。それを請けて、興福寺では、寺務がその提出を各所に要請している。興福寺の縁起は、第47函9号に天正18年7月に作成提出された本を、元禄年間に写したもののが伝来する。この興福寺縁起の存在については、大日本佛教全書や群書類従所収の昌泰3年(900)藤原良世撰述「興福寺縁起」の解題のなかで、興福寺縁起の一書として紹介されている。その奥書は、第二巻を参照されたいが、その奥書にみると、興福寺も縁起の史料収集に苦慮していることがわかる。

天正年間のこの前後の状況は、大和は天正5年松永久

秀が信貴山城で自刃して後、織田信長の支配下に入り、天正8年には社寺、国衆は指出を提出させられた。その後10年信長が本能寺で倒れ、豊臣秀吉がその跡を継ぐと、大和国は筒井氏を経て、豊臣秀長が13年郡山城に入城した。秀長は19年に病没するから、天正18年はちょうど秀長支配下の時代であった。当時各寺社は、指出によって知行高が認定されるとき、いろいろな理由で増減が加えられ、そこに秀吉の硬軟両様の寺社支配のあり方がみえる。そのとき朝廷からの縁起収覧の希望は、寺社として自ら再確認する作業であったろう。両縁起とともに聖徳太子や叡尊の存在が強調される。奈良時代の年紀の縁起并流記資財帳や江戸の勧進帳以外のこれら縁起から、その当時の寺が自ら何によりどころを求めて縁起を作成したかが伺えよう。数少ない戦国から安土桃山時代の縁起の史料として、以下に軒文を掲げる。

『縁起』(第61函3号) 軒文

(表紙)「天正十八年〈庚寅〉五月廿六日 東北院

『興福寺印(朱方印)』

興福寺同末寺之縁起事、被成
御収覧度之由、御寺務へ被仰出
縁起 法隆寺 間、末寺分ハ尊別當可申縁起
西大寺 □、法隆西大両寺分ハ申付□、
縁起注進上候て、写留者也、

僧正兼深」

法隆学問寺縁起

『興福寺印(朱方印)』

夫本願聖徳太子者、父人王三十二代用明天皇、母穴太郡間人皇女、遂備推古之儲君、忝預万機之政務、製十七憲章、為王法之規模、造三經之義疏、成仏法之棟梁、抑當寺者、用明天皇二年、太子生年十五歳之御願也、旧記云、太子從橘京至于平群郡推坂、遇老翁問曰、誰人自何處來給哉、答云、吾厩戸也、自都城來為堂塔建立也、翁曰、自此東有斑鳩郷、尤足勝地、往彼所可建立伽藍給、則尊於太子入斑鳩山中、翁云、此處者仏法久止住伽藍建立有便、爰太子問云、翁誰人乎、答云、我住龍田山下、愛秋梢千余歳也、太子告大明神曰、我寺近住令守護給、其御喜可進法施僧三十口、仍移此新宮給云々、其後推古天皇元年、太子廿二歳草創、同御宇十五年二月十五日、太子三十六歳而遂造功修供養、然則二歳南無之舍利者、如來

惠眼也、留掌中之珠於此所四節遺誠之金言者上官本懷也、囑住持之三寶於吾寺可謂、扶桑一朝之最初正法弘通之根基也、箇以御誓願云於我寺住一宿運行步擎一香一華投一塊一塵、遙聞寺名、遠見拜泰、如此之輩者、官位福榮自以相統、子孫世之常安樂悉植勝因云々、則以播磨國斑鳩庄參百陸拾町水田、永寄附當寺割分三分、充講三經料、僧徒施食分、伽藍修營分、自其以降及千年之今無退転也、仍記錄太概如件、

天正十八年五月 日

西大寺縁起 付末寺

般若寺 海龍王寺 白毫寺 喜光寺
不退寺 頤安寺 大御輪寺 現光寺
天王寺藥師院 教興寺 莊嚴淨土寺 此外諸國在之
夫當寺者

稱德天皇御願、天平神護元年草創、南都七大寺之隨一也、星霜年旧 興正菩薩練行之戒場也、木刃日新惠燈已挑之昔 本願聖主自鑄彰金銅七尺四天之靈像、擬異賊之防禦、造立丈六等身之弥勒、慈尊誓都率之往詣給、加之三百余宇之紺殿東西兩塔之樓閣藍院並薨、顯密之硯德繼踵、大小之鑽仰差肩八宗興于世、以戒定惠為其枢鍵、三學崇于國以毘尼藏、為其寶鑰戒、香薰世仏法方住仏法二寶、依僧弘僧寶之源非戒不立、爰先師興正菩薩嘉禎二年之秋、設自誓受具之正軌、再繼淨戒律儀之糲綱以降、仏法紹隆者依 王法外護之力、王法之繼嗣者在正法中興之化、為弘仏法偏倚王法、是以金光明經者殊仰 王法久住國豐饒闢諍靜謐諸人導敬之真說、奉貴最勝會之勅願為恒例之軌則三十ヶ日之講說不懈、七壇如意輪寺之精勤者、潛模後七日之加持、普一天泰平五穀成就、大仁王會者、永弘異國覬覦之難、為除本朝腹心之疾儼百仏百僧之莊嚴、勵一年三度之講說、然間、神明者垂水月之影現、仏陀者施風雲之感應、則文永曆大神宮擎法華忽示靈託、弘安四年七月廿日異賊降伏之御祈禱 後宇多院御宇勅使光泰卿至當寺下向、及再三先師上人男山八幡宮在參籠七日七夜、構伴僧七百人抽精誠廻、七日滿夜之戌刻八幡宮玉殿振動而放鎧箭、自鎧目出光如雷響、同幡三流指西飛行、即時異賊破滅畢、右鎧矢者上人御安置之愛染明王之御矢也、靈驗異他、上人御誓願云、來生我成異國太子、異賊襲來之難可止云々、記錄別紙有之、剩陪五大之朝廷、奉授大乘之戒珠崇六十余州戒律之棟梁、忝預菩薩之勅號、算興復

之僧林都鄙數百ヶ所散在諸國、謂顯密之弟葉僧尼数千余人、禁殺生業之州郡一千三百七十箇所、受菩薩戒之貴賤九万七千六百余人、凡厥德行不可勝計矣、抑仏日西藏而二千余廻、挑律炬之欲消法水、漸而幾許威尊戒流之欲洞、於本朝雖廢失於我寺聊興隆王法、繇茲弥繁昌仏法為厥專恢弘者歟、弟子等上求下化之外有何慮、忌自救他之余無他念、於戲一日持齋有六十萬載之資糧、矧於限一生哉、五戒効能有二十五神之擁護、矧於全諸戒哉、守斯禁戒律儀、為每年不退之作善七夜不斷称念光明真言、誰不隨喜誰不懲懃、惣而言之為仏道為法界而修不為身而修世尊、若納受衆生悉解脫乃至發因起緣成順成逆皆成仏道矣、甄錄綱概旨趣流記委細也、不遑毛舉而已、

持明院御宇

一、興正菩薩贈号之

被院宣稱 究尊上人者、法燈高挑戒珠鎮瑩志遍在衆生之利益、德已叶菩薩之勝位、五朝以為國師四輩皆仰菩塗、就中自專三衣十戒受持至于秘密真言之入壇、是皆依上人之教化、恐已躉大覺之同稱、顧其德高從山岳、憶彼恩深從河海、報酬之志寤寐無聊、仍遂行基菩薩之蹤、贈興正菩薩之貴號、早命有司將垂詔旨、然而不相待宣下且所触寺中也、究情所尊崇弟葉蓋渴仰乎、堅守彼菩薩之遺教、莫致此律法之違犯者、院宣如此、仍執達如件、

正安二年七月四日 光泰奉

西大寺門徒僧衆中

勅 伝燈大法師位 究尊者一天四海之大導師、濁世末代之生身仏也、以濟度衆生為已任、以大悲闡提為我願、仍王侯卿士之歸智行也、皆約現当之值遇勇猛精進之住堅固也、誠統仏法之壽命、是以九十年之化機暗殫四八相之妙果、遂熟思其德、更逃直人方今贈寵輝冥加崇飾、故号興正菩薩矣、

正安二年閏七月三日

一、建長元年卯月廿六日御祈禱有御綸旨、

後深草院御宇、勅使藤原朝臣資季卿、

一、正平二年十二月廿六日御祈禱之御綸旨、

光明院御宇、此外數度之有御綸旨、

天正十八年五月廿三日西大寺沙門高範右依 勅定、旧記書改奉達高門、聊一言而愚迷之非凡慮所如件、

(綾村 宏／歴史研究室)